

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

ご利用いただける方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人 ※未決算先は(4)(5)のみ、1期決算のみの先は(3)以外の要件充足で可。 (1) 保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している (2) 申込日の直前の決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていない (3) 次の両方またはいずれかを満たす ① 申込日の直前の決算において、債務超過でない ② 申込日の直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4) 上記(1)及び(2)について継続的に充足することを誓約する書面を提出している (5) 保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望している																																										
保証限度額	8,000万円 ※セーフティネット保証4号、5号の場合は別枠で8,000万円	責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外																																								
対象資金	運転資金、設備資金	融資利率	金融機関所定利率																																								
返済方法	一括返済または分割返済	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間 1年以内)																																								
担保	不要(無担保)	保証人	不要(無保証人)																																								
添付資料	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書																																										
保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 所定の保証料率に 0.25%上乗せ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.25%上乗せ後保証料率</td> <td>2.15%</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.60%</td> <td>1.40%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> <td>0.70%</td> </tr> </tbody> </table> ※セーフティネット保証4号の場合 1.05% セーフティネット保証5号の場合 0.95% ご利用いただける方(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または未決算先及び1期決算のみの先の場合 所定の保証料率に 0.45%上乗せ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.45%上乗せ後保証料率</td> <td>2.35%</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.60%</td> <td>1.45%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.90%</td> </tr> </tbody> </table> ※セーフティネット保証4号の場合 1.25% セーフティネット保証5号の場合 1.15%			区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	0.25%上乗せ後保証料率	2.15%	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.70%	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	0.45%上乗せ後保証料率	2.35%	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																		
0.25%上乗せ後保証料率	2.15%	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.70%																																		
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																		
0.45%上乗せ後保証料率	2.35%	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%																																		
保証料補助	下記のとおり、申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額 令和6年3月15日から令和7年3月31日まで 0.15% 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 0.10% 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 0.05% ※条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。																																										

経営者保証を不要とする保証のご案内

当協会は、経営者保証を不要とするお借入れの支援を行っています

経営者保証を不要とする4つのパターン

① 金融機関連携型 金融機関と連携して経営者保証を不要とする場合	② 財務要件型 一定の財務要件を満たしている場合	③ 担保充足型 担保により十分な保金が図られている場合	④ 事業者選択型 保証料率の引上げを条件として経営者保証を不要とする場合
--	--	---	--

経営者保証を不要とする保証制度

- 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度
- プロパー融資借換特別保証制度
- スタートアップ創出促進保証制度
- 事業承継特別保証制度
- 財務要件型無保証人保証制度
- 財務要件型無保証人 当座貸越根保証「フォルティッシモ」
- 流動資産担保融資保証 (ABL保証)
- 中小企業特定社債保証制度
- 寄贈型SDGs特定社債保証 とちぎ地域貢献応援債

経営者保証を不要とする 4つのパターンについて

① 金融機関連携型

【要件】

次の(1)~(6)をすべて満たす法人

- (1) 直近の決算期において債務超過でない
- (2) 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (3) 経営者保証を不要とし、かつ担保等の提供がないプロパー融資残高がある(もしくは同時に借入を行う)
- (4) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている
- (5) 法人と経営者間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない
- (6) 適時適切に財務情報等が提供されている

【対象制度】

すべての保証制度

※既存のお借入れについても上記要件に該当する場合は、条件変更により経営者保証を解除することが可能です。

【添付書類】

・「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書

② 財務要件型

【要件】

直近決算において次の基準1~3のうちいずれかに該当する中小企業者

(①を満たし、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす法人)

	項目	基準1	基準2	基準3
①	純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

【対象制度】

- ・財務要件型無保証人保証制度
- ・財務要件型無保証人 当座貸越根保証「フォルティッシモ」

【添付書類】

・財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書

③ 担保充足型

【要件】

申込企業または経営者本人(実質経営者等を含む)が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られている

【対象制度】

無担保要件の保証制度を除くすべての保証制度

④ 事業者選択型

【要件】

次の(1)~(5)をすべて満たす法人

※未決算先は(4)(5)のみ、1期決算のみの先は(3)以外の要件充足で可。

- (1) 保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している
- (2) 申込日の直前の決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていない
- (3) 次の両方またはいずれかを満たす
 - ① 申込日の直前の決算において、債務超過でない
 - ② 申込日の直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (4) 上記(1)及び(2)について継続的に充足することを誓約する書面を提出している
- (5) 保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望している

【対象制度】

次の信用保険が付保された保証

対象となる信用保険		
無担保保険	公害防止保険	エネルギー対策保険
海外投資関係保険	新事業開拓保険	事業再生保険

【保証料率】

要件(3)①及び②のいずれも満たす場合 → 所定の保証料率に**0.25%上乗せ**

要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合
または未決算先及び1期決算のみの先の場合 → 所定の保証料率に**0.45%上乗せ**

【添付書類】

・「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

事業承継時の対応

原則として、旧代表者が経営者保証を継続する場合は新代表者の保証追加は行いません。ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存保証の返済が正常な場合は、旧代表者の保証を解除し、新代表者の保証を追加することができます。